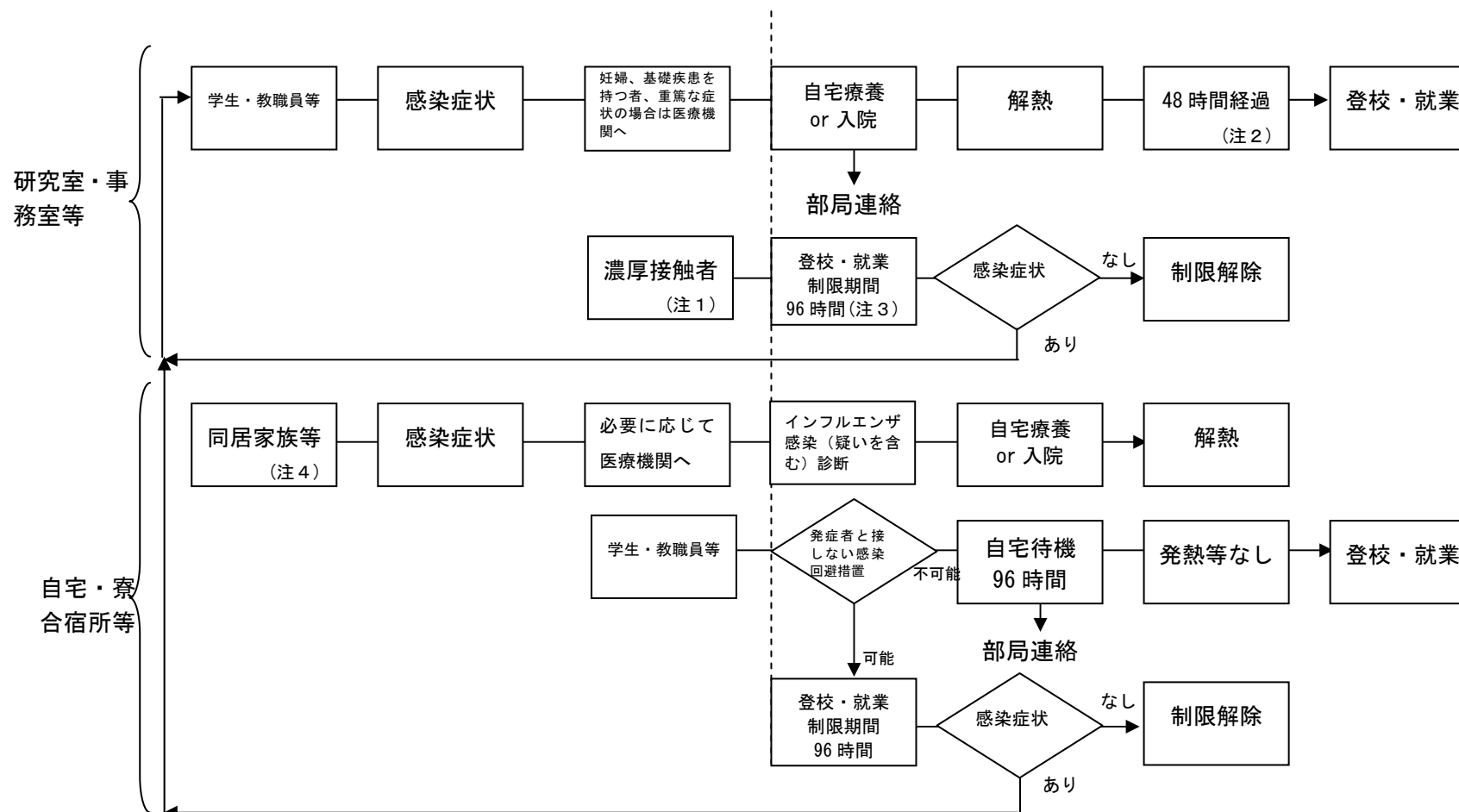


インフルエンザに関する対応等について



- 注) 1. 濃厚接触者とは、研究室等において有症状者に近接して業務等を行っていたり（一時的を除く）、同じ器具等を共有した学生、教職員等をいう。
2. 48時間経過とは、解熱後48時間をいい、当該時間経過後に登校、就業するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、自己で健康管理のうえ、他者と2m以上の距離を置くか、マスクを着用して登校、就業することを可能とする。
3. 制限期間96時間とは、有症状者との最終接触から96時間経過するまでは、自己で健康管理のうえ、他者と2m以上の距離を置くか、マスクを着用して勉学、就業するものとする。
4. 同居家族等が発症した場合は、発症者が解熱又は最終接触後96時間経過するまでは自宅待機とする。ただし、発症者と接しない等の感染回避措置が可能の場合に限り、発症者が解熱又は最後の接触後96時間経過するまでは、自己で健康管理のうえ、他者と2m以上の距離を置くか、マスクを着用して登校、就業することを可能とする。